

狭山市ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業
民間事業者選定支援アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

1. 1 業務名

狭山市ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業民間事業者選定支援アドバイザー業務

1. 2 業務目的

狭山市ふれあい健康センター（以下、愛称の「サピオ稲荷山」という。）は、市民の健康の増進及び交流の促進に資するため、平成9年度に運営を開始し、本年度で26年目を迎えた施設である。

サピオ稲荷山は多くの狭山市民をはじめ、ダイアプランを構成する4市（所沢市、入間市、飯能市及び日高市）の市民等にも利用いただいているところであるが、平成30年度に実施した劣化状況調査において、躯体は健全であると判定されたものの、設備については更新が必要であるとの指摘を受けたところである。

このような経緯から、サピオ稲荷山をPFI（RO方式）事業により改修・運営し、施設の維持を図りたいと考えているが、技術や金融面での外部の知見を活用するため、アドバイザー業務委託を実施するものである。

1. 3 業務内容

別紙「狭山市ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業民間事業者選定支援アドバイザー業務仕様書」のとおり

1. 4 契約方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、価格等の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する予定である。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

1. 5 事務局

〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3-24

狭山市健康推進部健康づくり支援課（狭山市保健センター3階）

電話番号：04-2956-8050（代表）

メールアドレス：kenko@city.sayama.saitama.jp

2 参加要件

2. 1 公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次の要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加申込みの日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加登録申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、狭山市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) プライバシーマーク又は ISMS の認証を取得していること。

3 プロポーザルへの参加に係る配付資料等

プロポーザルへの参加に係る配付資料等は次のとおりとする。

3. 1 配付資料

狭山市ふれあい健康センター P F I（R O 方式）事業民間事業者選定支援アドバイザー業務仕様書

3. 2 配付期間

令和 5 年 4 月 12 日（水）から令和 5 年 5 月 19 日（金）まで

※ ただし、窓口での配布については土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3. 3 配付場所

〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台 3-24

狭山市健康推進部健康づくり支援課（狭山市保健センター 3 階）

狭山市公式ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

4 スケジュール

No	手 続	日 程
1	公告	令和 5 年 4 月 19 日（水）
2	参加申請の受付	令和 5 年 4 月 19 日（水）から 5 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで
3	質問の受付	令和 5 年 4 月 19 日（水）から 5 月 12 日（金）午後 5 時 15 分まで
4	質問に対する回答	令和 5 年 5 月 15 日（月）
5	見積書及び提案書の受付	令和 5 年 5 月 22 日（月）から 6 月 2 日（金）午後 5 時 15 分まで
6	提案辞退届	令和 5 年 5 月 22 日（月）から 6 月 2 日（金）午後 5 時 15 分まで
7	一次審査結果通知	令和 5 年 6 月 8 日（木）
8	プレゼンテーション評価の実施	令和 5 年 6 月 14 日（水）から 6 月 21 日（水）までのうち、市が指定する 1 日
9	結果通知	令和 5 年 6 月 23 日（金）

10	契約締結に向けた仕様等に係る協議	令和5年6月26日(月)から6月29日(水)まで
11	契約締結	令和5年7月10日(月)

※ 日程については、市の都合により変更する場合があります。

※ 提出された書類の内容について、追加資料の提出やヒアリング等を行う場合があります。

5 プロポーザルへの参加

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明を行うこと。

5. 1 提出書類

- (1) プロポーザル参加申請書(様式1)
- (2) 会社概要(任意様式)
- (3) 決算報告書(過去3年分)
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(発行日から3ヶ月以内の書類)
- (5) 営業所が狭山市内にある場合は、市民税について未納の税額がないことの証明書(発行日から3ヶ月以内の書類)

5. 2 提出期間

令和5年4月19日(水)から令和5年5月19日(金)まで

※ ただし、土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

5. 3 提出場所

〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3-24

狭山市健康推進部健康づくり支援課(狭山市保健センター3階)

5. 4 提出方法

持参又は郵送(簡易書留扱い)により提出すること。

※ 受付期間内必着

6 プロポーザルに係る質問受付及び回答

プロポーザルに係る質問は、次のとおり受け付ける。

6. 1 提出書類

質問書(様式2)

6. 2 提出期間

令和5年4月19日(水)から令和5年5月12日(金)まで

※ ただし、土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 参加表明前の質問は受け付けない。

6. 3 提出方法

電子メールによること。

狭山市健康推進部健康づくり支援課宛

メールアドレス：kenko@city.sayama.saitama.jp

※ 審査内容に関係しない簡易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

6. 4 回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月15日(月)までに参加登録申込書提出者全員(共同企業体の場合は、その代表構成員)に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答するものとする。

7 提案書に求める内容、提出期間・方法等

参加登録申込書提出者は、次のとおり提案書を作成し提出すること。

7. 1 提案書に求める内容、作成方法

提案書は、別紙「狭山市ふれあい健康センターPFI(RO方式)事業民間事業者選定支援アドバイザー業務仕様書」を踏まえて作成すること。

7. 2 提案書

(1) 提案書表紙(任意様式)	紙媒体：10部 (正本1部、副本9部) 電子媒体：1部 (CD-R)
(2) 提案書本文(任意様式)	
(3) 類似業務実績書(任意様式)	
(4) 業務担当者名簿(任意様式)	
(5) 見積書表紙(様式3)	
※ 会社名、代表者氏名を記載の上、代表者印を押印すること	
(6) 見積書内訳(任意様式)	

※ 留意事項

- ① 提案書の表紙には「狭山市ふれあい健康センターPFI(RO方式)事業民間事業者選定支援アドバイザー業務提案書」と記入し、提案者住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上押印すること。
- ② 提案書は、A4判横書きとし、用紙の縦横は問わない。片面刷りで作成し、各ページにページ番号を付記すること。また、A3判で作成する際はA4判に折りたたむこと。
- ③ 頁数は40頁までとする。A3サイズについては2頁としてカウントする。なお、表紙及び目次は枚数に含めないこと。
- ④ 文字のポイントは、原則として10ポイント以上とすること。
- ⑤ 提案書に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。
- ⑥ 略語や専門用語については、脚注を付記すること。
- ⑦ 提案書のファイル形式は、Adobe社のテキスト検索可能なPDFとすること。
- ⑧ 見積書の表紙には「狭山市ふれあい健康センターPFI(RO方式)事業民間事業者選定支援アドバイザー業務見積書」と記入し、提案者住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名を記入

の上押印すること。なお、金額は税抜表示とすること。

⑨ 見積書内訳（任意様式）には、令和5年度分及び令和6年度分に区分して記載すること。

7. 3 提出期間

令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

7. 4 提出場所

〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3-24 狭山市保健センター3階
狭山市健康推進部健康づくり支援課

7. 5 提出方法

持参又は郵送（簡易書留扱い）により提出すること。（宅配便による提出も可）

※ 受付期間内必着

8 提案の辞退

参加登録申込書提出後、提案を辞退する場合には、提案辞退届（様式4）を提出すること。

8. 1 提出期限

令和5年6月2日（金）午後5時15分まで

8. 2 提出場所

〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3-24 狭山市保健センター3階
狭山市健康推進部健康づくり支援課

8. 3 提出方法

持参又は郵送（簡易書留扱い）により提出すること。

※ 受付期間内必着

9 選定方法等

選定に当たっては、本実施要綱に基づき設置する狭山市ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業民間事業者選定支援アドバイザー業務公募型プロポーザル選定委員会が一次審査と二次審査の二段階で総合的に評価する。

9. 1 一次審査

(1) 審査方法

一次審査は、提案書の書類審査とし、「経営評価点」及び「価格評価点」を算出する。

(2) 二次審査対象者の選出

一次審査の結果に基づき、「経営評価点」及び「価格評価点」を合算した点数の高い上位3者を、

二次審査対象者として選出する。

※ただし、点数が同程度の場合、3者以上を選出することがある。

(3) 一次審査の結果通知

一次審査の結果については、令和5年6月8日(木)に発出する。

9. 2 二次審査(プレゼンテーション)

(1) 審査方法

二次審査(プレゼンテーション)は、市が指定するテーマに関するプレゼンテーション等の内容を採点する。プレゼンテーション実施の概要(予定)は次のとおり。

- ・ テーマ 「提案内容について」
- ・ 日時 令和5年6月14日(水)から令和5年6月21日(水)のうち、市が指定する1日
- ・ 場所 市が指定する場所
- ・ 説明時間 70分以内(準備10分、説明30分、質疑応答30分)
- ・ 説明者 管理技術者となる予定者

※二次審査におけるプレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

(2) 留意事項

審査対象者側の出席者は、6人以内とする。提案内容の補足資料を当日配付することは可能であるが、提出済の提案書の範囲を超えるものは、記載しないこと。また、補足資料についても提案書本文とみなす。

なお、プレゼンテーション内容は録音する。

9. 3 結果通知

審査の結果については、令和5年6月23日(金)に書面にて通知する。

9. 4 評価

審査区分	評価区分	提案項目等	評価の視点
一次審査	経営評価点	財務状況	経営の安定性
	価格評価点	見積金額	見積金額
二次審査	プレゼンテーション評価点	・提案内容について ・管理技術者のスキル	管理技術者の本業務に対する理解度および対人能力

9. 5 最優秀提案者の決定方法

一次審査と二次審査の評価点合計が最も高い者を最優秀提案者、第2位の者を次点者とする。

9. 6 留意事項

審査及び評価内容に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約締結に向けた仕様等に係る協議

最優秀提案者との契約締結に向けた仕様等に係る協議の実施に当たっては、原則として、本市の指定する日時に、二次審査（プレゼンテーション）の説明者が出席すること。

11 その他

11.1 プロポーザルの参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

11.2 提出された書類等は返却しない。

11.3 本業務の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により、業務を実施する事ができない場合には、公募型プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。なお、その場合、プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。

12 様式一覧

様式番号	様式名
様式1	プロポーザル参加申請書
様式2	質問書
様式3	見積書表紙
様式4	提案辞退届